

各種監査の措置状況報告書の様式変更について

・地方自治法第199条第14項（抜粋）

監査の結果に関する報告の提出があつた場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた普通地方公共団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会は、当該**監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた**ときは、当該**措置の内容を監査委員に通知**しなければならない。この場合において、監査委員は、当該措置の内容を**公表**しなければならない。

措置状況報告書の様式を変更します（令和6年度から）

- **変更する目的**

措置状況報告書を作成して終わりではない
各課の取組状況・進捗状況をわかりやすく

- **変更する主な内容**

措置内容を明確にする→あとからでも取組状況がすぐわかる

いつ どこで（誰が） なにを どうする

監査結果の職場内周知を必ず実施

職場内周知を確認

新旧様式の比較

• 新様式 (案)

年度定期監査結果報告における 監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書	
項目番号	
監査結果報告における意見・要望事項	
(対象課: △△課、□□課) 関連画像等	

上記の意見・要望事項に関する職場内周知	
記入日	年 月 日
意見・要望事項の 職場内での周知 ※どちらかに○	<input type="checkbox"/> 上記の内容はすでに職場内に周知した <input type="checkbox"/> 上記の内容は 月 日までに職場内に周知する予定

上記の意見・要望事項に対する措置状況等		
対象課	部 課	
原因・理由・背景 などの事情説明		
措置 の 状 況	いつ (いつまでに)	
	誰が (どこが)	
	何を (どこを)	
	どのように 措置(改善) した(する)	

関連画像等があれば添付する。

• 旧様式

令和 年度定期監査結果報告における 監査委員指導事項及び意見・要望に対する措置状況等報告書	
監査結果報告	左の内容に対する措置状況等
(項目番号)	(項目番号)
(件 名)	(件 名)
(意見・要望事項)	(意見・要望事項)
	所管部課